特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 2 | 国民健康保険事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瑞穂町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

瑞穂町長

公表日

令和7年1月10日

[令和6年10月 様式2]

T 関連情報

| 」 関連情報 | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 |
| ①事務の名称 | 国民健康保険事務 |
| ②事務の概要 | 国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務を行う。 ①被保険者資格の異動等に関する事務 ②保険給付の支給等に関する事務 ③保健事業の実施に関する事務 ④オンライン資格確認等に関する事務 |
| ③システムの名称 | ①国民健康保険システム ②団体内統合宛名 ③地方公共団体向け中間サーバー ④国保総合システム ⑤国保情報集約システム ⑥医療保険者向け中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル | 名 |
| 国民健康保険情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」)第9条第1項 別表 44の項 |
| 4. 情報提供ネットワーク | システムによる情報連携 |
| ①実施の有無 | <選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (別表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、1 11、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (別表における情報照会の根拠) 69、70の項 |
| 5. 評価実施機関における | |
| ①部署 | 住民部住民課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示 | ・訂正・利用停止請求 |
| 請求先 | 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話042-557-7495(直通) |
| 8. 特定個人情報ファイル | の取扱いに関する問合せ |
| 連絡先 | 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2335番地 住民部住民課国保年金係 電話042-557-7578(直通) |

| 9. 規則第9条第2項の適用 | |]適用した |
|----------------|--|-------|
| 適用した理由 | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | |
|------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | | | |
| | いつ時点の計数か | 令和6年12月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | <選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満 | | | | |
| いつ時点の計数か | | 令和6年12月1日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | |
| | 内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか | <選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし | | | | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | |
|-------------------------------------------------------|--------------------------|-----------|---------------------------------------------------------|------------|--|
| | 項目評価書] 施機関については、それぞれ | 重点項目評価書3 | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び | 全項目評価書 | |
| 2. 特定個人情報の入手(† | 青報提供ネットワークシス・ | テムを通じた入事 | 手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | の取扱いの委託 | | 1 |]委託しない | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | (委託や情報提供ネットワー | ークシステムを通じ | た提供を除く。) |]提供・移転しない | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | 1 |]接続しない(入手) [|]接続しない(提供) | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 8. 人手を介在させる作業 | | [] | (手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 判断の根拠 | バー登録や副本登録の際には 情報又は住所を含む3情報に。 て手作業が介在する局面(デー | t、本人からのマイナン よる照会を行うことを ータベースの入力、申 | 務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナン バー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4 核守している。また、特定個人情報の取扱いに関し 請書等の保管、申請書等の廃棄等)においても複数 するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | | |
| 9. 監査 | | | | | |
| 実施の有無 | []自己点検 | [〇] 内部監査 | [] 外部監査 | | |
| 10. 従業者に対する教育・ | 啓発 | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている |] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 | []4 | ≧項目評価又は重点項目評価を実施する | | |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワークシ | れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリス 使用等のリスクへの対象 われるリスクへの対象 システムを通じて目的を システムを通じて不正さ システムを通じて不正さ | 報との紐付けが行われるリスクへの対策 くクへの対策 対策 を(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策 の対策 | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | |
| 判断の根拠 | 有する個人情報等管理規程等 安全管理措置等を講じるととも バックアップを保管している。ま | に則り、漏えい・滅失 に、特定個人情報ファ きた、職員に対し教育で | 針、瑞穂町情報セキュリティポリシー、瑞穂町が保・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的アイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、研修を実施しており、これらの対策を講じていることの対策は「十分である」と考えられる。 | | |

変更箇所

| | 听 | | | | |
|------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------------------|
| 変更日 | 項目 1. 関連情報: 5. 評価実施機 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| 平成29年7月18日 | 1. 関連情報: 5. 計価美施機 関における担当部署 1. 関連情報: 1特定個人情報 | 住民部住民課長 小野 基光 | 住民部住民課長 吉野 久 | 事後 | 異動のため |
| 平成29年7月18日 | を取り扱う事務③システムの 名称 | | ④ 国保総合(国保集約)システム(次期国保総 合システム及び国保情報集約システム) 追加 | 事前 | 制度改正に伴うシステム運用 の準備のため |
| 平成29年7月18日 | Ⅱ しきい値判断項目: 1. 対象 人数:いつの時点の計数か Ⅱ しきい値判断項目: 2. 取扱 | 平成27年3月31日時点 | 平成29年7月1日時点 | 事後 | 時点修正のため |
| 平成29年7月18日 | II しきい値判断項目:2. 取扱 者数:いつの時点の計数か 様式に「IV リスク対策」を追 | 平成27年3月31日時点 | 平成29年7月1日時点 | 事後 | 時点修正のため |
| 令和1年6月20日 | 様式に「IV リスク対策」を追加 | | 評価書記載のとおり | 事前 | 様式が変更されたため |
| 令和2年10月27日 | 1. 特定個人情報フィルを取り 扱う事務 ②事務の概要 | 国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務を行う。 ①被保険者資格の異動等に関する事務 ②保 胺給付の支給等に関する事務 | 国氏健康体験法、てい他の国氏健康体験に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務を 行う。 ①被保険者資格の異勤等に関する事務 ②保 膝給付の支給等に関する事務③オンライン資格 | 事前 | 評価の再実施による修正 |
| 令和2年10月27日 | 1. 特定個人情報フィルを取り 扱う事務 ③システムの名称 | 映新竹の又和寺に関する事務 ①国民健康保険システム ②団体内統合宛名 ③中間サーバー ④国保総合(国保集約)シス テム(次期国保総合システム及び国保情報集約 システム) | 歴認の準備業務 ①国民健康保険システム ②団体内統合宛名 ③地方公共団体向け中間サーバー ④国保総 会(国保集約)システム(次期国保総合システム 及び国保情報集約システム)⑤医療保険者向け中間サーバー | 事前 | 評価の再実施による修正 |
| 令和2年10月27日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 12.34.5.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.80.87.88.9 3.97.106項 (別表第二における情報照金の根拠) 42、43 項 | ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.80.87.88.9 3.37.106項 (別表第二における情報照金の根拠) 42、43 項 ○番号法 附則第6条第4項 | 事前 | 評価の再実施による修正 |
| 令和2年10月27日 | 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 | 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根 ケ崎2335番地 企画部総務課法制係 電話042-557-7495(直 通) | 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根 ケ崎2335番地 企画部総務課文書法制係 電話042-557-7495 (直通) | 事後 | 評価の再実施による修正 |
| 令和2年10月27日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根 ケ崎2335番地 住民部住民課国保係 電話042-557-7578(直 通) | 〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根 ケ崎2335番地 住民部住民課国保年金係 電話042-557-7578 (直通) | 事後 | 評価の再実施による修正 |
| 令和2年10月27日 | Ⅱ しきい値判断項目:2. 収扱 者数:いつの時点の計数か 4. 情報提供ネットワークシス | 平成29年7月1日時点 | 平成32年10月1日時点 | 事後 | 評価の再実施による修正 |
| 令和3年9月24日 | テムによる情報連携 ②法令 上の根拠 | ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 | ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 | 事後 | 法律が改正されたため |
| 令和6年2月5日 | I 関連情報:4.情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携:②法令上の根拠 | | 〇国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第 2項 | 事前 | 国保集約システムのクラウド 化のため |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ しきい値判断項目:1. 対象 人数:いつの時点の計数か | 令和2年9月1日時点 | 令和6年2月1日時点 | 事前 | 国保集約システムのクラウド 化のため |
| 令和6年2月5日 | Ⅱ しきい値判断項目:2. 取扱 者数:いつの時点の計数か | 令和2年9月1日時点 | 令和6年2月1日時点 | 事前 | 国保集約システムのクラウド 化のため |
| 令和7年1月10日 | IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業、11. 最も優先度が 高いと考えられる対策 | | 評価書記載のとおり | 事後 | 令和6年10月1日から様式が 変更されたため |
| 令和7年1月10日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要 | 国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務を行う。 (7) 被保険者資格の異勤等に関する事務 (2)保険給付の支給等に関する事務 (3)オンライン資格確認の準備業務 | 国民健康保険法、その他の国民健康保険に関 する法律及び条例の規定に従い、次の事務を 行う。 ① 被保険者資格の異動等に関する事務 ②保険者資格の異動等に関する事務 ③保健事業の実施に関する事務 ④オンライン資格確認等に関する事務 | 事後 | 文言整理のため |
| 令和7年1月10日 | I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | ①国民健康保険システム ②団体内統合宛名 ③地方公共団体向け中間サーバー ④国保総 合(国保集約)システム(次期国保総合システム 及び国保情報集約システム)⑤医療保険者向け 中間サーバー | ①国民健康保険システム ②団体内統合宛名 ③地方公共団体向け中間サーバー ④国保総 合 システム ⑤国保情報集約システム ⑥医療保 険者向け中間サーバー | 事後 | 文言整理のため |
| 令和7年1月10日 | I 関連情報 3 個人番号の 利用 | ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号 よ」)「平成25年5月31日法律第27号)・第号条 第1項(利用範囲) 別表第一300項 ○行政手続に対る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める令(平成26年9 月10日内閣府・総務省令第5号)・第24条第1~ 6号 | 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下)番号 法」)・第9条第1項 別表 44の項 | 事後 | 番号法が改正されたため |
| 令和7年1月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 〇番号法第19条第8号(特定個人情報の提供 の制限)及び別東第二 (別東第二における情報提供の根拠) 12.3.4.5.17.22.26.27.30.33.39.42.58.62.80.87.88.9 33.71.06項 (別東第二における情報服金の根拠) 42.43 何番号法則第56条第4項、〇国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 (別案における情報提供の提集) 2.3.6.1 3.16.19.27.38.42.48.56.65.69.8 3.87.111.115.125.131.137.141、 145.158.161.164.165.166.173の 項 (別表における情報服会の根集) 69.70の項 | 事後 | 番号法が改正されたため |
| 令和7年1月10日 | II しきい値判断 1. 対象人数 及び2. 取扱者数 | 令和6年2月1日 | 令和6年12月1日 | 事後 | 時点修正のため |
| 令和7年1月10日 | Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数 | 500人以上 | 500人未満 | 事後 | 時点修正のため |
| 令和7年1月10日 | IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 | [〇]提供・移転しない | []提供・移転しない 十分である | 事後 | 時点修正のため |
| | | | | | |
| I | | | | | |